

令和7年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針

令和7年5月1日
埼玉県福祉部高齢者福祉課

○基本的な考え方

1 総論

各種施設の整備については、市町村及び大里広域市町村圏組合（以下「市町村等」という。）の整備意向や入所希望者数の動向等を踏まえ、埼玉県高齢者支援計画（計画期間：令和6～8年度）に基づき老人福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに整備枠を設定して行う。

2 施設の整備

- ・ 事前協議を受け付ける特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院については、埼玉県高齢者支援計画における必要入所定員総数の範囲内で整備を進める。
- ・ 特定施設入居者生活介護対象施設については、埼玉県高齢者支援計画における総定員数の範囲内で整備を進める。

3 大規模修繕

- ・ 採択に当たっては、建築後の経過年数や緊急性など、修繕の必要性を考慮する。
- ・ 事前協議の件数により県補助金を減額する可能性があるため、余裕を持った資金計画とすること。
- ・ 令和6年度以降に県費補助金の交付を受けた施設は、大規模修繕に係る県費補助金の対象とはしないため、修繕資金の積立てを計画的に行うよう努めること。

4 災害対策

整備に当たっては、次のことに留意するものとする。

- ・ 「埼玉県地域防災計画」に沿って、食料その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めること。
- ・ 地震による停電等不測の事態に対して入所者の人命確保を図るため、少なくともたんの吸引機や酸素療法用の機器が稼働できるようにするなど、施設の安心、安全を極力進める観点で施設の整備を進めること。
- ・ 整備計画の策定に当たっては、水害など災害発生の危険性等を総合的に勘案すること。

- ・災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。）における整備は、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合を除き、認めない。
- ・災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）における整備は、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合及び以下の要件を満たす場合を除き、原則として認めない。
 - （1）土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の①から④の全てに該当すること。ただし、大規模修繕を行うときは次の④に該当すること。
 - （2）浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の③及び④に該当すること。ただし、大規模修繕を行うときは次の④に該当すること。
 - ① 整備を行う施設の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
 - ② 整備を行う施設の事業用地が所在する市町村において、災害イエローゾーンにおける施設の整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
 - ③ 整備を行う施設又は施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
 - ④ 整備を行う施設の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

5 感染症対策

整備に当たっては、次のことに留意するものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症などの感染防止に配慮した設備及び構造とすること。また、ガウン、手袋、ゴーグル等の十分な備蓄に努めること。

6 その他

- ・社会福祉施設等は、感染症や災害が発生した場合であっても最低限のサービス提供を維持していくことが求められるため、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成すること。
- ・施設入所者の病状の急変時等に備え、相談対応や診療が可能な協力医療機関等をあらかじめ定めること。（令和9年4月1日から義務化）また、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること。

- ・事前協議に当たっては、設立までの流れや審査項目を示している「埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱」及び「設置の手引き」を十分に留意するものとする。
- ・整備に当たっては、介護保険法など関係法令を遵守するとともに平成25年3月27日付け高介第2516-2号「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について（通知）」の内容を満たすこと。
- ・事業計画作成に当たっては、十分な資金計画、建設計画及び人員確保計画を作成すること。

○事前協議

1 特別養護老人ホーム

- ・別表「圏域別介護保険施設等協議予定数」（以下「別表」という。）に基づき、圏域ごとの協議予定数の範囲内で、市町村の意見等を十分に踏まえながら整備を進める。
- ・施設の整備は、利用者の需要や市町村の意向など、地域における実情を十分踏まえた上で行う。なお、従来型を整備する場合は、プライバシー確保に十分配慮するものとする。
- ・法人の安定的な経営を確保する観点から、新たに法人を設立して介護保険施設を設置した法人については、その施設の経営状況を判断するため、当該施設の開設から1年以上経過しなければ、次の施設整備に係る事前協議は原則として認めない。また、同一年度に複数の介護保険施設等を整備することは、借入金が過大となり、法人の安定経営が損なわれるおそれがあるため原則として認めない。
- ・ショートステイ床の特別養護老人ホーム床への転換は、原則として、整備後おおむね10年を経過しないと認めない。
- ・改築については、建築後の経過年数や老朽度、増床の有無などにより、その必要性、有益性、緊急性などを考慮する。また、耐震改修を伴うものについては優先的に整備を認める。

2 介護老人保健施設、介護医療院

- ・別表に基づき、圏域ごとの協議予定数の範囲内で、市町村の意見等を十分に踏まえながら整備を進める。
- ・施設の整備は、利用者の需要や市町村の意向など、地域における実情を十分踏まえた上で行う。なお、従来型を整備する場合は、プライバシー確保に十分配慮するものとする。

3 特定施設入居者生活介護対象施設

別表に基づき整備する。対象施設は、介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及びケアハウスとする。

(1) 介護付有料老人ホーム

別表で定めた圏域ごとの協議予定数の範囲内で、市町村の意見等を十分に踏まえながら整備する。

(2) サービス付き高齢者向け住宅

特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合は、別表で定めた圏域ごとの協議予定数の範囲内で、市町村の意見等を十分に踏まえながら整備する。

(3) 養護老人ホーム及びケアハウス（新設）

特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合は、別表で定めた圏域ごとの協議予定数の範囲内で、市町村の意見等を十分に踏まえながら整備する。

(4) 養護老人ホーム及びケアハウス（既設）

特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合は、別表で定めた圏域ごとの協議予定数とは別枠で、市町村の意見等を十分に踏まえながら指定を行う。

別表

圏域別介護保険施設等協議予定数(令和7年度)

()書きは内数 単位:人分

圏 域	特別養護老人ホーム		介護老人 保健施設	介護医療院	特定施設入居者生活介護	
	広域型	地域密着型			混合型	地域密着型
南部	100	0	0	10	100	0
(川口市)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(0)
南西部	380	58	100	200	290	29
(和光市)	(80)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
東部	400	58	0	50	480	0
(越谷市)	(30)	(0)	(0)	(0)	(100)	(0)
さいたま	0	87	0	200	100	29
県央	200	0	0	90	500	0
川越比企	370	0	100	100	160	0
(川越市)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
西部	390	0	100	70	220	0
利根	290	29	0	100	250	29
北部	170	29	0	100	35	0
秩父	0	0	0	0	100	0
全県 合計	2,300	261	300	920	2,235	87

※川口市、和光市、越谷市、さいたま市、川越市については各市へ御相談ください